

Top News!

パートタイム労働者活躍推進企業表彰 受賞 奨励賞 日豊ケアサービス株式会社

この表彰は、正社員との均等・均衡待遇を推進し、パートタイム労働者がいきいきと働くことができる職場環境の整備を目的としたものです。

パートタイム労働者の適正処遇に関する取組や、教育訓練やキャリアアップに関する取組など、パートタイム労働者の活躍推進に取り組んでいる企業として選ばれました！！

詳細は「[パート労働ポータルサイト](http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/)」で発信しています！
<http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>



松前主任 青山代表取締役 南保局長



くるみん通信 Oita

Vol.16

2017年3月発行

《発行》厚生労働省
大分労働局雇用環境・均等室

〒870-0037

大分市東春日町17番20号

大分第2ソフィアプラザビル3F

TEL 097(532)4025

FAX 097(573)8666

<http://oita-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>



—【今月号の主な記事】—

- ・パート表彰「日豊ケアサービス」
- ・女性活躍推進法の行動計画を策定しましょう
- ・くるみん認定の基準が変わります！
- ・長期休暇を取得しましょう！

次世代法に基づく

一般事業主行動計画の届出・認定の状況

☆一般事業主行動計画の届出企業数

九州・・・7,189社

大分・・・803社

☆認定企業数

九州・・・199社

大分・・・22社(24件)

(平成29年2月末現在)

☆プラチナくるみん認定企業

九州・・・9社

大分・・・1社

(平成29年2月末現在)

大分県内の認定企業（第1回目の認定取得順）

	企業名	所在地	くるみん認定年	プラチナくるみん
1	株式会社トキハ	大分市	平成19年	
2	社会福祉法人安岐の郷（2回取得）	国東市	平成22年 平成24年	
3	医療法人社団恵愛会 大分中村病院	大分市	平成22年	
4	株式会社大分銀行（2回取得）	大分市	平成22年 平成27年	
5	株式会社日豊ケアサービス（2回取得）	豊後高田市	平成23年 平成26年	平成28年
6	国立大学法人大分大学	大分市	平成23年	
7	社会医療法人敬和会 大分岡病院	大分市	平成23年	
8	医療法人聖陵会 聖陵岩里病院	日田市	平成23年	
9	フドーキン醤油株式会社	臼杵市	平成24年	
10	医療法人明徳会 佐藤第一病院	宇佐市	平成25年	
11	社会福祉法人太陽の家	別府市	平成25年	
12	九州東芝エンジニアリング株式会社	大分市	平成26年	
13	西日本電線株式会社	大分市	平成26年	
14	医療法人恵愛会 中村病院	別府市	平成26年	
15	社会福祉法人大分県社会福祉事業団	大分市	平成26年	
16	株式会社明林堂書店	別府市	平成27年	
17	社会福祉法人宇水会	宇佐市	平成27年	
18	富士甚醤油株式会社	臼杵市	平成27年	
19	大分県農業協同組合	大分市	平成27年	
20	社会福祉法人みずほ厚生センター	臼杵市	平成27年	
21	株式会社オーイーシー	大分市	平成27年	
22	社会福祉法人新友会	大分市	平成28年	



くるみんの認定基準と認定マークが変わるみん！

くるみん認定 プラチナくるみん認定

が改正されます！

2017年4月1日から、くるみん認定・プラチナくるみん認定は、子育てサポート企業を多方面より評価する認定基準に生まれ変わります

認定基準の主な改正ポイントはこちら！



くるみん認定基準

プラチナくるみん認定基準

労働時間の基準を追加

法定時間外労働時間等の実績に係る基準が新しくなりました。

くるみん認定・プラチナくるみん認定ともに、以下の2つの基準を満たす必要があります。

- ① フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が月4.5時間未満
- ② 月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者ゼロ

男性育休取得率はより高い目標へ

男性育休取得率の認定基準が「1人以上」から「7%以上」になりました。

企業子育てのサポートには、男性の育児休業を支援することが重要であることから、くるみん認定の男性育児休業取得率は7%以上と、より高い基準になりました。

※労働者数300人以下企業は特例があります

育休以外の男性の育児も評価

男性の育休取得率にかえて、育児目的休暇取得等でも認定基準を満たすことができるようになりました。

男性による育児の促進に関する取組を評価するため、くるみん認定については、「企業が講ずる育児を目的とした休暇制度の取得率15%以上かつ育児休業取得者1人以上」の場合も基準を満たすことができるようになりました。

公表事項を追加

プラチナくるみんの公表事項に、労働時間数の実績が追加されました。

プラチナくるみんについては、以下の2つが公表事項に追加されます。

- ① フルタイムの労働者等の法定労働時間外・法定休日労働時間の各月の平均時間
- ② 月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者の数



新しい基準の一部には経過措置があるみん

「関係法令に違反する重大な事実の範囲」を拡大

対象企業に労働関係の法令違反がないか、より厳しく確認するようになりました。

「関係法令に違反する重大な事実がないこと」という認定要件に、「労働基準関係法令の同一条項に複数回違反」等が追加され、対象企業の法令違反を、より厳しく確認するようになりました。

新基準はいつから適用されるの？

2017年4月1日の申請から適用されます

2017年3月31日まで（郵送の場合は当日消印有効）に申請いただいた場合は、審査・認定が4月以降となる場合であっても旧基準での認定となります。

新基準で認定を受けたい場合には、4月以降に申請していただく必要があります。

2017年3月31日に行動計画が終わる場合はどちらの基準で申請するの？

申請が4月以降になるので新基準が適用されます

2017年4月1日以降の申請は、新基準が適用されるので、申請にあたっては新基準を満たしているかを確認する必要があります。

申請を予定していて、新基準を満たしていない場合は、行動計画期間を延長し、新基準の達成を目指すことができます。

これまで認定を受けた企業は新基準を満たさないとどうなるの？

プラチナくるみん認定については、新基準を満たす必要があります

プラチナくるみん認定については、公表事項に労働時間の基準が追加されますが、2年連続して基準を満たさない場合は取消しの対象となります。

また、くるみん認定・プラチナくるみん認定ともに、新基準の「重大な法令違反」に該当する場合は取消しの対象となります。

※ 労働時間実績の公表は、2018年3月31日まで猶予する経過措置が設けられています。

これまでのくるみんマークも引き続き使うことができますよ！



詳しくは、大分労働局 雇用環境・均等室へお問合わせください

新しいマークは、最新の認定年が表示されるため、いつの時点で、新しい基準を満たした企業であるかをアピールすることができるよ！

kokinbook

帰り道、ふらふらと足を運んだ八百屋さんで店主に勧められるまま、予定外のリンゴや、予算300円オーバーの椎茸もカゴへ入れる。レジでは、「すまないねえ」とみかん2個が潜り込む。「あっ・・・」と、思わず微笑む！

そんなこんなで、きょうも‘声かけ’や‘人の気遣い’が行き交っている。早朝のビル清掃の方に始まり、職場で、お弁当屋さんのかけ声で・・・そして、夕方の光景につながっていく。「気にしているよ！」～気にしてもらっている感～が、大きく私を包み込む。深い深い呼吸とともに、明日への勇気をくれる。ありがとう、大分での日々（n・t）

女性活躍推進法の行動計画を策定しましょう

<常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主のみなさま>

- ・ **女性活躍推進法は3年後の見直し、義務化企業の規模の見直しを検討**することが法律の付帯決議となっています。
- ・ **努力義務企業のうちに助成金の活用**を検討しながら**行動計画を策定**するのが理想的です。
- ・ 行動計画策定時に自社の働き方の問題点が見えてくるので業務改善にも繋がります。
- ・ **行動計画を外部に公表しワーク・ライフ・バランスを推進している企業であることを求職者にPR**しましょう。

大分労働局では、行動計画策定のお手伝いを行っています。お気軽にお問い合わせください。



GWを利用して長期休暇を取得しましょう！

ゴールデンウィークなどに年次有給休暇をプラスすることで、長期休暇とすることができます。年次有給休暇の計画的付与制度の導入も効果的です。働き方・休み方を変える第一歩として、「プラスワン休暇を実施しましょう。



今年のゴールデンウィークに年次有給休暇を2日プラスして、大型連休にすることも可能です！

2017年4月～5月						
日	月	火	水	木	金	土
	24	25	26	27	28	昭和の日 29
30	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

進め！ バランス戦隊！



女性活躍推進の話です。男性の家事・育児分担が高い家庭では、女性の継続就業割合が高いというデータがあります。

総合労働相談窓口

働く人も、企業の担当者も、ご相談ください！

TEL 097-536-0110

受付時間：8時30分～17時15分

大分労働局 雇用環境・均等室

大分市東春日町 17-20 大分第2ソフィアプラザビル3階

労務管理の疑問

ハラスメント

雇止め

